

憲法（配点 60 点）

【問題】

以下の【設例】を読み、【設問】に答えなさい。

【設例】

Xは、A拘置所に収容されている死刑確定者である。Xは、死刑判決が確定してA拘置所に拘置されるようになった後、自らの心情の安定を得るために、自弁（国庫の負担による物品の貸与・支給を受けないものこと）のシャープペンシルを使って絵を描くようになった。Xの描いた鉛筆画数点が支援者を通じて公開されたところ、美術家から高く評価され、美術作品として購入したいという者も現れて、Xはその代金を被害弁償の一部に充てることができた。そこで、Xは、犯した罪に対する悔悟の念や刑の執行を控えた自らの心象風景を色彩のある絵で描きたいと思い、A拘置署長に対し、絵画用の24色の色鉛筆と鉛筆削りを自弁で使用したいと申し出た。

死刑確定者の処遇について定めている刑事施設収容法（正式名称は「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」）は、死刑確定者が、「日用品、文房具その他の刑事施設における日常生活に用いる物品」について、自弁のものを使用したい旨の申出をした場合には、「刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合」と、懲罰として使用を停止される場合を除き、「法務省令で定めるところにより、これを許すものとする」と定めている（同法41条2項）。ところが、同法の委任を受けて定められた法務省令及び法務大臣訓令によれば、死刑確定者に自弁の使用を許す「日用品、文房具その他の刑事施設における日常生活に用いる物品」の中に、シャープペンシルは含まれているものの、色鉛筆と鉛筆削りは含まれていなかった。「鉛筆削りには刃が付いており、保安上の問題がある」というのがその理由である。そのため、A拘置署長は、Xの申出を不許可とした。

Xの刑事事件の弁護人であったB弁護士は、死刑判決が確定した後も定期的に面会し、Xの支援をしている。Xから事情を聞いたB弁護士は、絵画用の色鉛筆と鉛筆削りを使用したというXの申し出を認めないことは、憲法に違反するのではないかと考え、Bから委任を受けて、国家賠償請求訴訟を提起した。

【設問】（配点 60 点）

必要に応じて参考とすべき判例にも触れつつ、この事例に含まれる憲法上の問題点を論じなさい。

以上